

## 門真市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

雇用・労働行政については府と連携・展開し、また、関係機関との連携で事業・施策の充実・強化に努めていきます。

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

#### (回答)

地域就労支援事業は本市の就職困難者のニーズに応じた事業展開を図ります。仕事とともに住居をなくした方々は健康福祉総務課やハローワーク門真・サポートネットOSAKAなどへ誘導していますが、今後も関係機関と連携を密にして対応していきます。

#### (3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

#### (回答)

北大阪労働基準監督署・ハローワーク門真や守口門真商工会議所などと連携し、法律の周知・普及を図ります。

#### (4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体によっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富

化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

本市における総合評価入札制度につきましては、一部の委託業務に導入し、案件ごとに検討組織を設置、就労困難者の自立支援等を評価項目に盛り込むなど、行政の福祉化推進の視点に立った取り組みを進めています。また、入札参加資格審査申請時に障がい者・母子家庭の母親などの就労困難者の雇用状況を調査項目に記載するよう設定しており、この調査項目の情報を業務委託の入札参加業者の参考資料として使用しています。なお、人的経費要素の大きい委託業務については、業務内容等を仕様書において明確にし、適正な履行確保や賃金等を確保するよう指導しており、今後についても、さらに各制度の充実を図れるよう努めていきます。

公契約条例については、「公共工事等において労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容が実際に現場労働者に適用される」ことであると理解しています。我が国は労働基準法・最賃法等で最低労働基準の確保が図られており、また、公共工事の個々の労働条件については労使の間で決定されることになっています。公契約法の整備等については、国等の動向を注視し対応してまいります。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

子育て支援課・健康福祉総務課など関係各課と連携し、憲章や指針の趣旨の周知に努め、施策の推進を図ります。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

守口門真商工会議所等と連携し、産官学(異業種)の交流等の推進に努めており、産業活性化

に向けて対応して取り組んでいきます。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

平成21年4月より「ものづくり企業立地促進制度」をスタートさせ、企業誘致や市内企業の流出防止施策に努めています。今後も積極的にPR活動をし、制度の有効活用を図っていきます。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

中小企業者の受注の確保に関する法律により、発注にあたっては工事等の分離分割発注に心がけ受注機会の増大に努めるとともに、地元の中小企業者を中心とした発注を実施しています。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

労働法等の遵守は業者の当然の義務と考えますが、さらに徹底させるため、契約業者には契約の際に「公共工事の受注にあたって」の文書を配布し、下請の適正化や適正な労働条件を確保するよう指導していますが、今後とも関係法令の遵守や下請代金の支払いなどについても指導していきます。

### 3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

「門真市行財政改革大綱」の理念に基づき平成20年3月に策定した「第2次門真市行財政改革推進計画」に推進項目等を定め、行財政改革に取り組んでいます。「門真市行財政改革大綱」及

び「第2次門真市行財政改革推進計画」については、ホームページへの掲載や情報コーナー等への備え付けによる周知に努めています。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

様々な分野で柔軟かつ機動的に活動しているNPO等と「協働」しまちづくりを進めていくために、「協働促進マニュアル」を作成中であり、協働の形態について具体化に努めていきます。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

(回答)

地域特性を踏まえ、市民ニーズに直結する事務については、できる限り移譲を受けられるように権限移譲実施計画を策定するなか、権限移譲に必要な人的支援・財政措置を大阪府に要望していきます。また、市民サービスにつながるような移譲の推進を検討していきます。

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

「門真市行財政改革大綱」に基づき、引き続き事務事業の見直しを行います。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

現下の厳しい経済情勢のなかでも、地方財政は住民サービスの提供に努める必要があることから、その財源の充実確保のため、国から地方への税財源移譲の充実が図られるよう、府・市が協同して国に要望していきたいと思います。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

平成20年度より行政評価システムを導入し、市が行っている各種事務事業について評価を行い、評価の結果についてはホームページなどにより公表を行っています。

また、第三者による外部評価については、他都市の事例等を研究したいと思います。

#### 4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

本市としては、小児救急医療について現在北河内7市が連携をとりながら、大阪府も交え実態に応じた見直しを協議しているところです。

また、医療従事者の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策については、医師・看護師不足が考えられ、解消に向け引き続き国や府に要望しており、従事者の勤務体制や患者の医療機関へのかかり方について北河内7市で研究したいと思います。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

介護保険については、守口・門真・四條畷の3市によるくすのき広域連合にて実施しているところであり、事業者などに対する支援や助成の充実、福祉人材確保の強化については、くすのき広域連合とともに国・府に要望していきます。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障害者自立支援法については、現在国において利用者負担のあり方や事業者に対する支援のあり方等について見直しが行われています。サービス提供基盤の整備については、事業者に対する支援のあり方を見直しにおいて事業者の経営基盤の強化を図るため、現行の日額方式を廃止し基本は月額方式とするなどの検討がされていることから、障がい者に対する安定的なサービス提供が図られるものと考えています。また、利用者負担軽減のため、現行の「定率負担(応益負担)」を廃止し「応能負担」を基本とするなどの見直しが行われています。

具体的な内容については、今後国の動向を注視し、利用者の実情に合った福祉サービス制度の拡充について府及び北河内各市と協議し、必要に応じ市長会等を通じて国に要望していきたいと考えております。

なお、本市としては、今後も障がい者等が当たり前前に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会の実現に向け、施策展開をしていきたいと考えています。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

北河内7市・大阪府・北大阪地域労働ネットワークなどで「北大阪地域労働者健康管理セミナー」を企業労務管理担当者と労働者や市民対象に行っていますが、メンタルヘルスセミナーについてはその重要性に鑑み、ここ数年は毎年1回は開催しています。今後も関係機関と連携してメンタルヘルス対策に取り組んでいきます。

## 5 . 子ども教育・男女平等施策

### (1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

### (回答)

保育制度の充実については、今年4月から延長保育の20時までの時間延長を4ヶ所で、今年度中には一時保育の実施箇所を5ヶ所に拡充、休日保育を新たに2ヶ所で実施する予定にしています。

子育て支援施策としては、地域子育て支援センターやつどいの広場を設置し地域支援を展開してきましたが、今年度からはさらに地域支援担当保育士を設置し、公立保育所を拠点とした地域の子育て支援を実施しています。

今後も地域の実情や市民ニーズに応じた保育サービスの充実に努めるとともに、より地域に根ざした支援を行うべく子育て支援施策の充実を図っていきます。

### (2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

### (回答)

小学校における児童の安全確保については、平成23年度以降府の交付金制度が廃止される見込みであることから、大阪府に対して財政支援の継続を要望するとともに、市としても児童の安全確保について引き続き取り組んでいきます。

### (3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

### (回答)

小学校での35人学級については、1・2年生での継続と他学年への拡充を大阪府に対して要望してまいります。またキャリア教育についても、引き続き子どもの成長過程に応じ系統的・継続的に進めていきます。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

奨学金及び就学援助制度については、現行制度維持に努めていきます。

また、給付を基本とする奨学金制度や高校の授業料無償化についても、府・国に要望していきます。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

相談業務につきましては、平成20年度に電算システムを導入し事務の効率化と情報の共有化に努め、また通告の際の速やかな受理会議を開催するなど、組織的に対応する体制整備に努めています。

また、関係機関とのネットワーク機能につきましては、他市に先駆けて平成2年11月に虐待防止ネットワークを設置し、平成18年2月には門真市要保護児童連絡調整会議とし、児童福祉法第25条の2に定められた要保護児童対策地域協議会に対応していることから、他機関との連携についてはこれまでの歴史のなかで培ってきた人脈と信用によりスムーズに行われていると考えます。

今後とも現在の体制を基に、職員の研修体制の充実や業務の流れを整備することなどにより、体制の充実に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

ドメスティック・バイオレンスについては、国において配偶者暴力防止法が制定され、その根絶に努めているところです。

また本市においても、相談窓口の設置や、ドメスティック・バイオレンスが重大な人権侵害であり犯罪行為となる恐れがあるということを周知・啓発いたしているところです。しかしながら、

悲惨な事件が後を絶たないという現状を鑑みますと、民間企業や医療機関と連携し普及啓発に努めていかなければならないと考えています。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市におきましては、平成14年3月に「かどま男女共同参画プラン」を策定し、進捗状況管理を毎年行う等の方法により、同プランの推進に努めているところです。今後とも関係機関と連携し、より一層推進していくように努めていきます。

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の規定により、本市では温室効果ガス排出抑制に向けた対策計画書を大阪府に届け出ています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に定める「地方公共団体実行計画」の一環として、平成19年度からの5ヶ年計画で「第2期門真市エコオフィス計画」の策定を行い、市施設での温室効果ガス排出抑制を進めています。

これまでノーマイカーデーやクールビズ・打ち水等に取り組むとともに、市の広報・ホームページを通じて低炭素社会実現のための太陽光発電の補助制度などの周知・啓発に努めています。

平成21年度においては、国の緊急雇用対策事業として市施設へのソーラーパネルの設置事業や、グリーンニューディール事業として市道街路灯のLED化事業にも取り組んでいます。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本市における平成20年度のリサイクル率は、13.1%です。

資源循環型社会をめざし、分別の徹底やごみの排出抑制などごみの減量化・再資源化を進めてきましたが、さらに積極的な取り組みが重要であると考えています。

平成20年度より7区分9種分別を実施し、循環型社会への市民啓発の観点から古紙・古布の集団回収や生ごみ処理機購入等助成も行っていきます。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備について。

(回答)

災害時用の食糧備蓄については、備蓄計画において毎年購入し、古くなったものと入れ替えを行い、点検・整備を行っています。訓練については、自治会あるいは校区単位で消防署や消防団の協力のもと防災訓練を行っています。避難場所への誘導標識については、現在避難所の入口付近に設置していますが、設置場所などをさらに検討していきたいと思います。避難所については現在、小中学校・府立高校等25ヶ所を指定し確保しています。緊急医療体制の整備につきましては、消防署と連携しながら体制の確保を行っていききたいと思います。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

現在本市の公立学校についても低い水準となっていることから、地震時の児童・生徒の安全確保の観点からこれまで以上にスピードアップを図り、取り組むこととしています。具体的には平成23年度予算ですべての小中学校の耐震化を終了できることを目標とし、努力していききたいと思います。

本市では、平成19年度に策定した「門真市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、市域の住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んでいるところです。安全な住宅環境の創出は本市の課題でもあるので、活用しやすい制度の検討や市民への情報提供を積極的に取り組み、広く制度について市民の理解を得て、普及に向けた取り組みを行っていきます。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下

校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

犯罪のない安心して暮らすことのできる地域をつかっていくためには、危機意識を共有し、行政・市民・事業者相互の役割を明らかにし、協働して安全なコミュニティをつかっていくことが最も求められています。そのため大阪府では、平成14年に「安全なまちづくり条例」を整備され犯罪のないまちづくりに努めているところであり、本市といたしましても本条例の趣旨に則って、市民の安全や安心を図るため努力していきます。

登下校時の子どもを見守る施策としまして、地域のボランティアによる各小学校におけるキッズサポーターや子ども安全見守り隊が巡回パトロールをして安全確保を図っています。さらに週に一度の割合で、順次各校区の下校時にスクールガードリーダーとともにパトロールを実施しています。今後も引き続き、安全施策を高めていきます。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市における交通バリアフリーのまちづくりは重要な課題であると考えております。

歩道等のバリアフリー化につきましては、誰もが安全に安心して通行できる道路環境の確保と良好な生活環境の維持のため、既設道路環境の改善に努めており、駅のバリアフリー化についても、高齢者・障害者等の移動等の利便性及び安全性の向上を促進するため、本年、京阪電鉄西三荘駅をもって本市内5駅のエレベーター等のバリアフリー化が一定終了する予定です。

本市の総合交通体系については、関係機関と協議・調整を行いながら本市の交通体系のあり方等の整理・検討に努めています。また、公共交通機関の利用促進策の一環として、また地球温暖化防止の観点からも、平成21年度にICカードシステムの導入を行うこととしています。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

後を絶たない差別事件の実態など、法律の整備により体制が確立されることにより、早急な対策や変化に対する対応など制度の拡充を講じることが可能となることから、大々的な取り組みを展開し、大阪府と連携し要望に努めていきます。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

平和の尊さを啓発していくことは、人類共通の願いである恒久平和の実現に欠かせないものです。

本市では、多くの市民の方々への啓発講演会等を通じて平和な社会の実現に向けて取り組んでいるところです。今後とも戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくため、施策に取り組んでいきます。